

Ⅲ

需要に応じた生産・販売

生産者や集荷業者・団体が、需要に応じて、どのような米をいくら生産・販売するかなどを自ら決められるようにすることで、経営の自由度の拡大を目指します。

(1) 米政策の基本的な考え方

- 平成30年産から、行政による生産数量目標の配分を廃止し、生産者自らの経営判断により需要に応じた生産・販売が行われるようにしました。
- 農林水産省としては、
 - ① 事前契約・複数年契約による安定取引の推進
 - ② 麦・大豆や野菜・果樹、新市場開拓用米（輸出用米等）、加工用米、米粉用米などの、需要のある作物や主食用以外の米への転換に対する財政的な支援
 - ③ 都道府県の地域再生協議会等を集めた全国会議を通じた、需給見通し等のきめ細かな情報提供
 - ④ 主食用米を長期計画的に販売する取組等への支援
 などにより、産地・生産者が、消費者・実需者のニーズを的確につかみ、どのような水田農業を進めていくのかしっかりと判断できるような環境整備に努めてまいります。

(2) 全国の需給見通し

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（令和3年11月19日公表）

○ 令和4/5年の需給見通し（令和3年11月）では、**令和4年産の主食用米等生産量は675万トン**と設定しています。

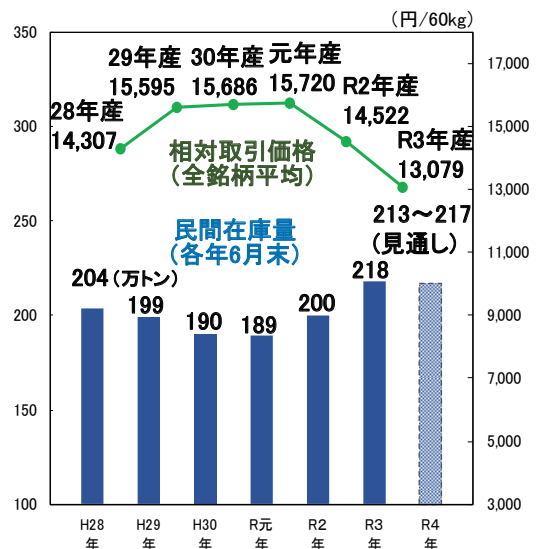
令和3/4年及び令和4/5年の 主食用米等の需給見通し

		(単位:万トン)		
令和3/4年	令和3年6月末民間在庫量	A	218	
	令和3年産主食用米等生産量	B	701	
	令和3/4年主食用米等供給量計	C=A+B	919	904 <<15>>
	令和3/4年主食用米等需要量	D	702 ~ 706	
	令和4年6月末民間在庫量	E=C-D	213 ~ 217	198~202 <<15>>
令和4/5年	令和4年6月末民間在庫量	E	213 ~ 217	198~202 <<15>>
	令和4年産主食用米等生産量	F	675	
	令和4/5年主食用米等供給量計	G=E+F	888 ~ 892	873~877 <<15>>
	令和4/5年主食用米等需要量	H	692	
	令和5年6月末民間在庫量	I=G-H	196 ~ 200	181~185 <<15>>

注1：欄外の記載は、令和2年産米の15万トンについて、コロナ影響緩和と特別対策（特別枠）に取り組む場合の見通し。

注2：主食用米等需要量は、新型コロナウイルス感染症の状況や価格動向、コロナ影響緩和と特別対策（特別枠）の販売・提供動向等によって、今後、変動する可能性がある。

【参考】 相対取引価格と民間在庫量の推移



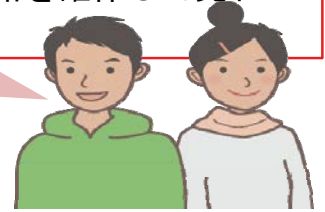
注：相対取引価格は、当該年産の出回りから翌年10月（3年産は令和3年11月）までの通年平均価格であり、運賃、包装代、消費税相当額が含まれている（令和2年産、3年産は速報値）。

(3) 事前契約の取組の推進

今こそ、事前契約が大切です!

- 主食用米の国内消費量の減少は、人口減少により今後も続きます。
- 単純に前年と同じ量を生産するだけでは、市場で「売れ残り」が発生します。
- こうした状況下で産地が取り組むべきことは、あらかじめ販路を確保して売れ残りを発生させないことです。

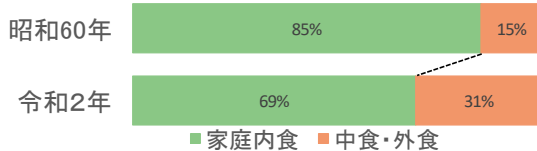
計画的な生産を行う
重要性が高まっているんだね



消費者が求めるニーズをつかみましょう!

- 主食用米の消費量が減少している一方、消費者ニーズの多様化が進んでいます。

家庭内消費から中食・外食での消費へ



消費者が精米購入時に重視するポイント (例)

- ▶ 美味しさで有名になっている産地や品種
- ▶ 減農薬などこだわりのある栽培方法
- ▶ お得感のある価格
- ▶ 食べ比べがしやすい少量包装

- 多様化するニーズの中で「売れ残り」を発生させないためには産地では、各流通段階の事業者の意向を適切にキャッチし、生産に反映することが大切です。

安定取引を可能とする有効な手法が事前契約です!

産地

生産する米を確実に販売し
生産者の経営安定を図りたい

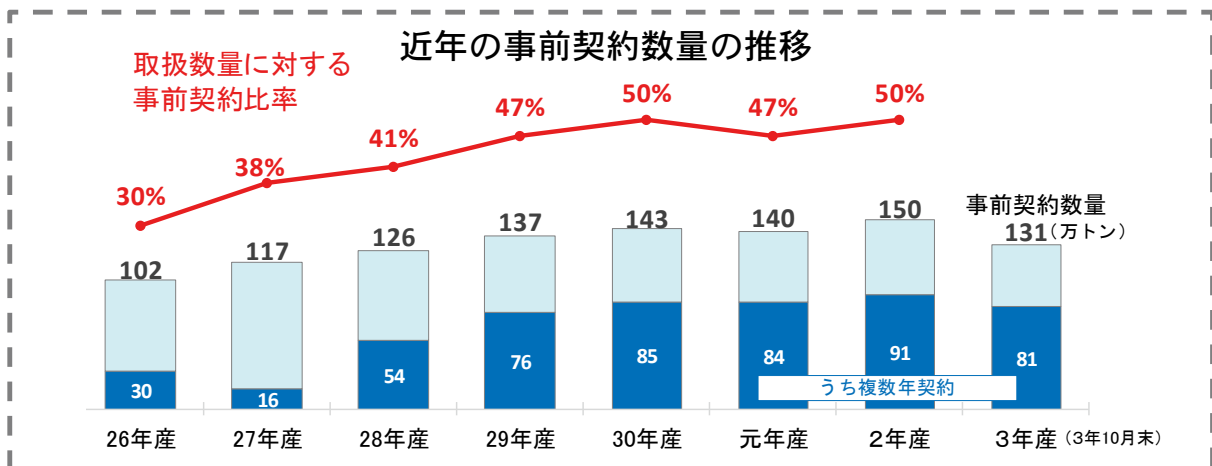


卸売業者・実需者

多様なニーズに対応できる米を安定的に
調達、消費者に提供・販売したい

全国の前契約取組状況

- 近年では事前契約の取組が全国的にも広がっており、各産地において安定取引に向けた取組が着々と進められています。



資料: 農林水産省「米穀の取引に関する報告」(年間取引数量5,000トンの以上集出荷業者)

(4) 需給・価格情報等に関する一層きめ細かな情報提供

- 各産地において、翌年産の主食用米等の作付けを的確に判断できるよう、需給・価格、販売進捗・在庫情報等を取りまとめた「米に関するマンスリーレポート」を毎月上旬に発行。

米に関するマンスリーレポート (令和3年11月号)



「米に関するマンスリーレポート」目次

- 特集記事
 - 1 作柄概況
 - 2 米の契約・販売情報
 - 3 米の民間在庫情報
 - 4 米の価格情報
 - 5 消費の動向
 - 6 輸出入の動向
 - 7 主食用米以外の情報

○ 産地別民間在庫量の推移

各産地別、出荷・販売段階別の在庫量を、毎月調査・公表

		3年7月	8月	9月	10月
北海道	出荷+販売段階	160.3	125.1	231.1	369.8
	3年産米			135.2	284.3
	1年産米(2年産)	153.7	119.5	91.9	82.4
	出荷段階	135.1	103.6	204.6	320.4
北海	3年産米			124.8	253.0
	1年産米(2年産)	132.2	101.1	78.1	66.0
	販売段階	25.2	21.5	26.5	49.5
	3年産米			10.4	31.3
1年産米(2年産)		21.5	18.4	13.8	16.4

○ 相対取引価格・数量

全国118産地品種銘柄の相対取引価格・数量を、毎月調査・公表

産地	銘柄	3年産米 令和3年10月		11月価格				10月平均価格			
		価格	数量	対前月比	対前年比	対前月比	対前年比	対前月比	対前年比		
北海道	ななつぼし	12,116	21,071	12.1%	10%	81%	19,176	12,510	14,382	88%	
北海道	ゆめぴりか	16,783	6,980	15,049	112%	96%	17,479	16,221	15,645	96%	
北海道	ひとめぼれ	12,657	2,261	12,074	99%	84%	19,114	12,571	13,370	96%	
千葉	こしひかり	11,886	3,301	13,072	89%	84%	13,793	12,106	12,657	96%	
東北	つがるのマン	11,178	1,599	10,495	102%	78%	14,065	11,100	13,379	83%	

※ 価格については、相対取引価格のほか、スポット取引価格、小売価格（POSデータ）を掲載

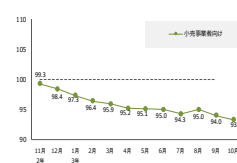
○ 仕向先別の販売価格・数量

米の販売事業者に対し、「小売事業者」「中食・外食事業者等」別の精米の販売価格・数量を、毎月調査・公表

販売数量の動向（対前年比）

販売価格の動向（前年同月比）

	3年7月	8月	9月	10月
小売事業者向け	99%	101%	100%	96%
(※令和元年との比較)	(102%)	(106%)	(101%)	(99%)
中食・外食事業者等向け	105%	100%	102%	100%
(※令和元年との比較)	(91%)	(85%)	(90%)	(91%)
販売数量計	102%	101%	101%	98%
(※令和元年との比較)	(97%)	(96%)	(96%)	(96%)



(5) 米穀周年供給・需要拡大支援事業で産地の自主的な取組を支援

- 需要に応じた生産が行われたとしても、豊作等により需給緩和が生じる可能性があることから、産地ごとにあらかじめ生産者等が積立てを行った上で、自主的に長期計画的な販売や輸出など他用途への販売を行う場合に支援する米穀周年供給・需要拡大支援事業を措置しています。
- また、業務用米及び輸出用米への安定取引の拡大に向けて、産地と中食・外食事業者、輸出事業者とのマッチング等を推進しています。

全国事業

産地と中食・外食事業者等との安定取引に向けたマッチングの取組を支援（定額）
民間団体が行う業務用米及び輸出用米の生産・流通の拡大に向けたセミナー、
商談会を支援

→生産者と実需者の連携（マッチング）促進による安定供給の拡大



産地

- 生産者等
- 生産者等
- 生産者等

拠出
拠出
拠出

集荷業者・団体

積立て

定額、
1/2以内
(※)

国

産地自らの自主的な取組

主食用米の

- ① 周年安定供給のための長期計画的な販売
 - ② 輸出向けの販売促進等
 - ③ 業務用向け等の販売促進等
 - ④ 非主食用への販売
- (※) 値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外。

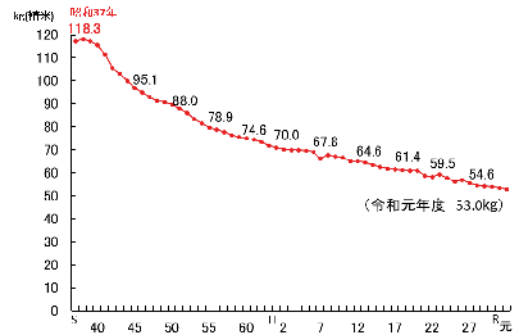
(6) コメ海外市場拡大戦略プロジェクトでコメ輸出拡大を目指します！

- 国内では、コメの消費減に加えて、2010年をピークに人口減少の局面に入っていることから、年間需要量は毎年8～10万トンずつ減少してきていますが、海外に目を転じれば、日本食レストラン数は増加傾向にあるなど、日本食のマーケットは世界で広がりつつあります。
- このような中、コメについても新たな海外需要開拓を図っていくことが喫緊の課題となっています。

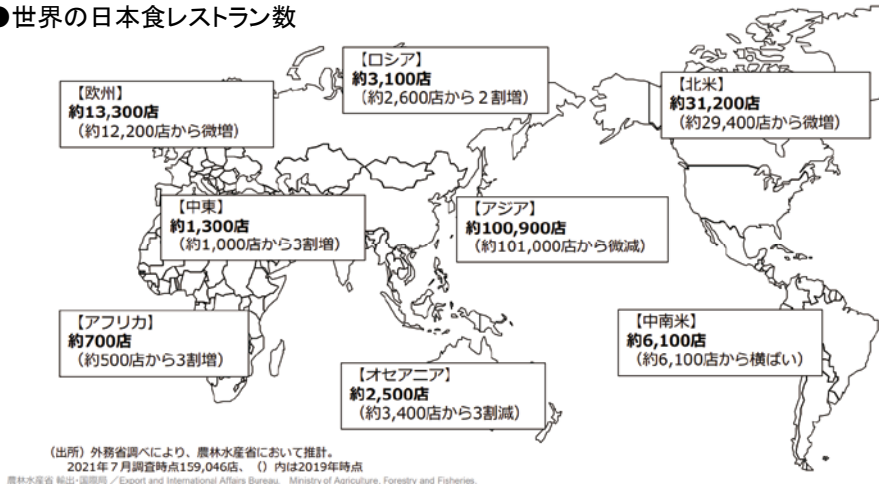
●日本の総人口推移と将来推計



●コメの一人当たり消費量

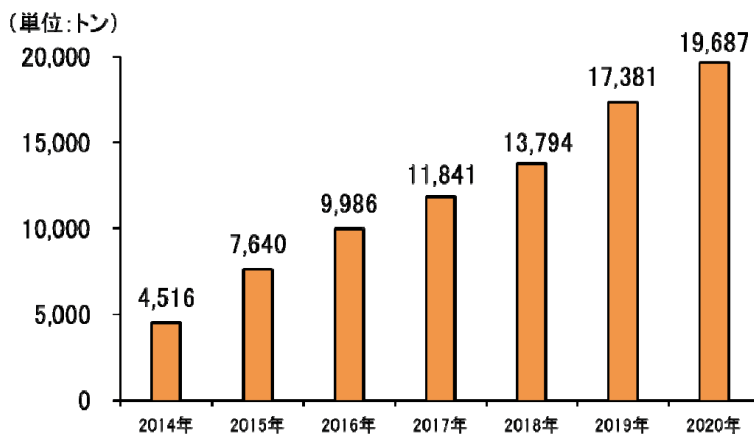


●世界の日本食レストラン数



- このような中、輸出事業者による需要開拓の結果、近年、コメの輸出は増加してきました。中には、千トン規模で日本産米を取り扱うチェーン店も出てきています。

●コメの輸出実績



●多量に日本産米を使用している外食チェーンの例



華御結
(香港)



元気寿司
(香港)

○ 農林水産省では、平成29年9月に「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を立ち上げ、戦略的に輸出に取り組む関係者を「戦略的輸出事業者」「戦略的輸出基地(産地)」として特定し、連携して取り組む海外需要開拓のための具体的な取組を後押ししています。

● コメ海外市場拡大戦略プロジェクトについて



輸出事業者による取組事例1： ロシアの現地系スーパーマーケットでの試食販売

ロシアのスーパーマーケットが販売する寿司向けに日本産米を供給。惣菜スタッフに炊飯方法、握り方等も指導し、品質の維持も図ったほか、輸出事業者が行う試食プロモーションには産地が同行、海外の実需について輸出事業者と認識共有が図られたことにより生産意欲の向上にも寄与。

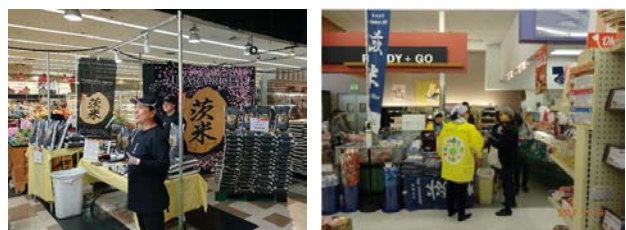
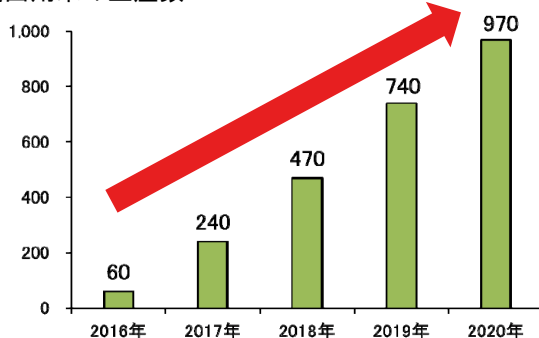
プロモーションの実施により、同スーパーにおける日本産米の使用量は増加。日本産米の輸出は、60トン(2018年)→135トン(2020年)に増加。



輸出事業者による取組事例2： 産地と連携した需要開拓

茨城県の生産者が輸出用米の作付→集荷→輸出まで自ら取り組むべく「茨城県産米輸出推進協議会」及び輸出商社の「百笑市場」を設立。多収品種の導入により販売価格の引き下げと農家収益の確保の両立を図っている。当初、協議会の参加人数は8人であったが、2020年には76人まで拡大。輸出用米の供給量は970トン(2020年)まで増加し、将来は3,000トン以上の需要に対応する見通し。

● 輸出用米の生産数



アメリカでの生産者同行試食販売の様子

IV

申請手続の電子化

農林水産省では、当省の所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる農林水産省共通申請サービス(通称:eMAFF)を構築しました。経営所得安定対策等の申請手続もeMAFFを活用します。

(1) 申請手続の電子化の概要

経営所得安定対策等の申請手続は紙媒体で行われていますが、電子化により、申請者の申請に係る負担や地域農業再生協議会のデータ入力等に係る負担軽減、集計データの活用等が可能となります。

期待される効果(以下の作業が省力化・削減されます)

農業者(申請者)



- 手書きによる書類作成
- 申請書類や添付書類提出のための外出

地域農業再生協議会



- 申請書の配布・回収・データ入力等
- 現地確認後のデータ再入力
- データの集計・報告

(2) 申請手続の電子化スケジュール

令和元年度から、一部の地域において、eMAFFを実際に用いた電子申請の実証とeMAFFの試行的運用を行ってきました。令和3年度からは本格運用に移り、順次対象地域を拡大しているところです。

対象地域となるためには、協議会は前年度の営農計画書データをeMAFFに移行する必要があります。また、審査を行う協議会担当者にIDを付与する必要がありますので、eMAFFの利用を希望する協議会は、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

(対象地域外の農業者も、希望する場合はeMAFFによる電子申請が可能となるよう、体制を整備します。)

令和3年以降、対象地域を 順次拡大(本格運用)

- 令和4年度中に、農業者が希望すれば電子申請できるよう整備。
- 順次、eMAFFに対応する地域農業再生協議会を拡大。

(令和5年度までにはすべての地域農業再生協議会で対応完了予定)

※共通申請サービスが開始されても紙での申請は可能です。

電子申請を希望する皆様へ

経営所得安定対策等の申請をご自宅のパソコンやスマートフォン等で行うためには、以下の手順に沿ってIDを登録いただく必要があります。電子申請を希望される場合は、最寄りの地域農業再生協議会にお問い合わせください。

①はじめに

最初に、gBizIDを登録します。以下のサイトにアクセスし、必要事項を記入の上、gBizIDを登録してください。

gBizIDホームページ
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



②つぎに

gBizIDを用いて eMAFFへアクセスします。必要事項を記入の上、eMAFFで利用する申請者用のIDを登録してください。

共通申請サービス
<https://e.maff.go.jp/>



③さいごに

eMAFFへのID登録を行った後、身分証明書を持参の上、最寄りの地域農業再生協議会にお越しください。本人確認が終了次第、eMAFFの利用が可能となります。



必要なものチェックリスト

- パソコンやスマートフォン、タブレット等インターネットに接続できる端末
- インターネット環境
- 身分証明書

こんな農業者に おすすめ!

- 何枚も申請書を書くのが面倒。
- 申請書を提出しに外出するのが面倒。
- 申請データを営農ソフトに活用できないか。

電子申請で解決!

問い合わせ先一覧（地方農政局等）

農政局等	問い合わせ先	連絡先（電話番号）
北海道農政事務所	札幌地域拠点地方参事官室	011-330-8822
	函館地域拠点地方参事官室	0138-38-9007
	旭川地域拠点地方参事官室	0166-30-9303
	釧路地域拠点地方参事官室	0154-99-9047
	帯広地域拠点地方参事官室	0155-24-2402
	北見地域拠点地方参事官室	0157-23-4172
東北農政局	青森県拠点地方参事官室	017-777-3512
	岩手県拠点地方参事官室	019-624-1129
	宮城県拠点地方参事官室	022-221-1105
	秋田県拠点地方参事官室	018-862-5720
	山形県拠点地方参事官室	023-622-7247
	福島県拠点地方参事官室	024-534-4157
関東農政局	茨城県拠点地方参事官室	029-221-2186
	栃木県拠点地方参事官室	028-633-3315
	群馬県拠点地方参事官室	027-221-2685
	埼玉県拠点地方参事官室	048-740-5866
	千葉県拠点地方参事官室	043-224-5617
	東京都拠点地方参事官室	03-5144-5258
	神奈川県拠点地方参事官室	045-211-7176
	山梨県拠点地方参事官室	055-254-6016
	長野県拠点地方参事官室	026-234-5575
	静岡県拠点地方参事官室	054-200-5500
	北陸農政局	新潟県拠点地方参事官室
富山県拠点地方参事官室		076-441-9307
石川県拠点地方参事官室		076-203-9140
福井県拠点地方参事官室		0776-30-1619

農政局等	問い合わせ先	連絡先（電話番号）	
東海農政局	岐阜県拠点地方参事官室	058-271-4407	
	愛知県拠点地方参事官室	052-763-4552	
	三重県拠点地方参事官室	059-228-3199	
近畿農政局	滋賀県拠点地方参事官室	077-522-4274	
	京都府拠点地方参事官室	075-414-9084	
	大阪府拠点地方参事官室	06-6941-9657	
	兵庫県拠点地方参事官室	078-331-9951	
	奈良県拠点地方参事官室	0742-36-2981	
中国四国農政局	和歌山県拠点地方参事官室	073-436-3832	
	鳥取県拠点地方参事官室	0857-22-3256	
	島根県拠点地方参事官室	0852-25-4490	
	岡山県拠点地方参事官室	086-233-1577	
	広島県拠点地方参事官室	082-228-9483	
	山口県拠点地方参事官室	083-922-5255	
	徳島県拠点地方参事官室	088-622-6132	
	香川県拠点地方参事官室	087-883-6503	
	愛媛県拠点地方参事官室	089-932-6989	
	高知県拠点地方参事官室	088-875-2151	
	九州農政局	福岡県拠点地方参事官室	092-261-2174
		佐賀県拠点地方参事官室	0952-23-3136
		長崎県拠点地方参事官室	095-845-7123
		熊本県拠点地方参事官室	096-211-9336
大分県拠点地方参事官室		097-532-6134	
沖縄総合事務局農林水産部経営課	宮崎県拠点地方参事官室	0985-22-3184	
	鹿児島県拠点地方参事官室	099-222-7591	
沖縄総合事務局農林水産部経営課		098-866-1628	

■本パンフレットや経営所得安定対策に関するお問い合わせは上記のほか、
農林水産省農産局穀物課 経営安定対策室（Tel:03-6744-0502）へ

お気軽に、無料電話相談



0120-38-3786

受付時間：平日9:00～17:00 自動的にお住まいの地方農政局等に繋がります。

ご注意：携帯電話、PHS、公衆電話及びIP電話など一部の電話ではご利用いただくことができません。また、非通知設定のお電話からはお繋ぎできませんので、お手数ですが番号の前に「186」を押してお掛けください。
左記以外にも、最寄りの地方農政局等（問い合わせ先一覧のとおり）、地域農業再生協議会（市町村、JA等）までお気軽にご連絡ください。

※ 経営所得安定対策に関する詳しい情報は、ホームページでご覧になれます。

[経営所得安定対策](#)

[検索](#)